

自宅に放火 判決 - 西日本防災システム

2013 01 30

2011年に東京・足立区の家族3人が死亡した住宅火災で、放火などの罪に問われていた犯人に対し、東京地裁は30日、懲役**22年**の判決を言い渡しました。

東京・文京区の被告は、2011年に足立区西新井の自宅で夫と7歳の娘ら3人が死亡した火災について、玄関に火をつけた放火の罪に問われていました。2009年に生後5か月の長男の腕を骨折させるなどして傷害の罪にも問われていました。

30日の判決で、東京地裁は「**最も信頼できるはずの母親**であり、妻である石川被告から被害に遭われた家族の無念さは計り知れない」と指摘しました。また、「周囲の同情を集めたいという心理状態の表れと見ることができるが、さしたる葛藤もないまま犯行をエスカレートさせており、動機に酌むべき点はない」として、被告に懲役22年の判決を言い渡しました。

どんな判決が下されたとしても 子供達はもう二度と笑えませんし、遊べませんものね どうか安らかに……



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 